

平成27年度税制改正について (法人県民税・事業税・地方法人特別税)

1. 法人事業税（外形標準課税対象法人）

(1) 法人事業税・地方法人特別税（外形標準課税適用法人）の税率改正

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税対象法人）に係る法人事業税の所得割の税率が引下げられるとともに、外形標準課税（付加価値割、資本割）の法人事業税に占める割合が、2年間で、現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大されます。

<改正後の税率>

区分		税率		
		平成27年4月1日以後、 平成28年3月31日以前 に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	
法人事業税				
外形標準課税対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人）	所得割	400万円以下の所得	1.6%	0.9%
		400万円超800万円以下の所得	2.3%	1.4%
		800万円超の所得	3.1%	1.9%
		軽減税率不適用法人	3.1%	1.9%
		付加価値割	0.72%	0.96%
	資本割	0.3%	0.4%	
地方法人特別税				
外形標準課税対象法人の所得割額		93.5%	152.6%	

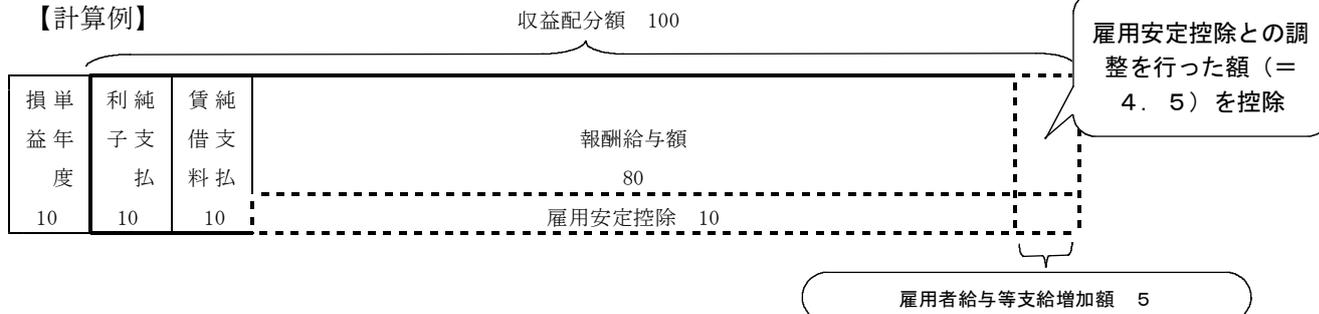
(2) 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度について、以下の①～③の要件を全て満たす場合には、所得拡大促進税制に係る措置として、法人事業税付加価値割の算定において一定額を控除することができます。

<要件>

- ①雇用者給与等支給増加額 / 基準雇用者給与等支給額 ≥ 増加促進割合
【増加促進割合：H27=3%、H28=4%、H29=5%】
 - ②適用事業年度の雇用者給与等支給額 ≥ 比較雇用者給与等支給額
【比較雇用者給与等支給額：前事業年度の雇用者給与等支給額】
 - ③適用事業年度の平均給与等支給額 > 比較平均給与等支給額
【比較平均給与等支給額：前事業年度の平均給与等支給額】
- ※①～③の計算については、原則、法人税の所得拡大促進税制の計算の例によります。

【計算例】



$$\text{所得拡大促進税制控除額} = \text{雇用者給与等支給増加額} \times \left\{ \frac{\text{収益配分額} - \text{雇用安定控除}}{\text{収益配分額}} \right\} = 5 \times \left\{ \frac{100 - 10}{100} \right\} = 4.5$$

(3) 法人事業税の税率改正に伴う負担軽減措置

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下（付加価値額40億円未満）の法人について、2年間に限り、負担増となった税額の一部を軽減する経過措置が講じられます。

<要件>

- ①調整後付加価値額※1 < 40億円
- ②平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度
平成27年3月31日現在の税率を適用した事業税額※2 < 基準法人事業税額※3
- ③平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度
平成28年3月31日現在の税率を適用した事業税額※2 < 基準法人事業税額※3

※1 調整後付加価値額

付加価値額 × 12 ÷ 事業年度の月数（1月に満たない場合は1月とする）

※2 当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得（関係都道府県に分割された後の金額、1,000円未満切り捨て）に、それぞれ平成27年3月31日（平成28年3月31日）現在の規定による税率を乗じた金額（100円未満切り捨て）の合計額

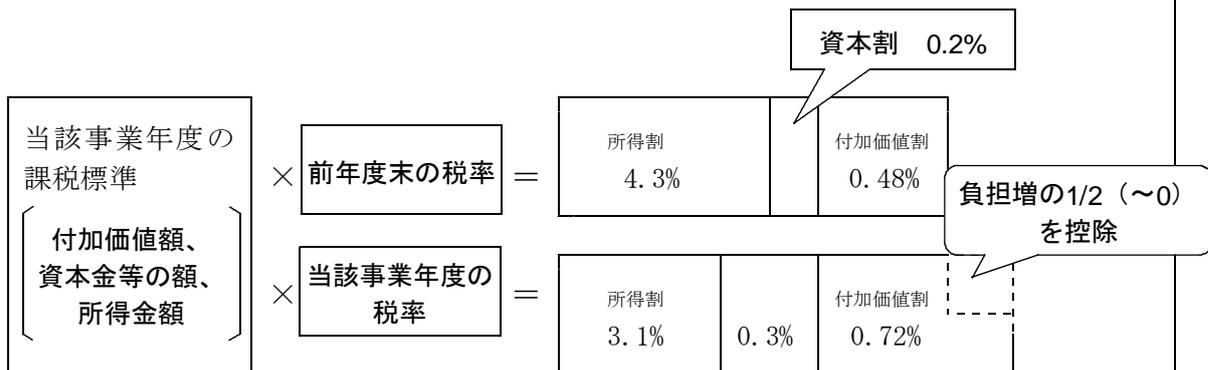
※3 当該事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

<控除額の計算>

付加価値割額	控除額※4
調整後付加価値額 ≤ 30億円	(※3 - ※2) × 1/2
30億円 < 調整後付加価値額 < 40億円	(※3 - ※2) × (40億円 - 調整後付加価値額) ÷ 20億円

※4：100円未満切上げ

【例】平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度



(4) 資本割の課税標準となる「資本金等の額」の改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、外形標準課税法人の法人事業税資本割の課税標準となる「資本金等の額」は、資本金等の額（無償増資、無償減資による欠損填補を調整後の金額）が資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となります。

※ 資本金等の額については、法人事業税の外形標準課税資本割の課税標準である資本金等の額と法人県民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額が統一されます。

2. 均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、法人県民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」が改正されます。

資本金等の額

(改正前)

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額

(改正後) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額

ただし、無償増資※5、無償減資等による欠損填補※6、を行った場合は、調整後の金額。

※5 無償増資

平成22年4月1日以後、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合、その増資額を加算する。

※6 無償減資等による欠損填補

平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、減資（金銭その他の資産を交付したものを除く。）による欠損の填補を行った場合及び資本準備金の減少による資本の欠損の填補を行った場合、欠損の填補に充てた金額を控除する。

平成18年5月1日以後に、剰余金による損失の填補を行った場合、損失の填補に充てた金額を控除する。この場合の控除額は、資本金の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから一年以内に損失の填補に充てた金額に限る。

資本金等の額※7と資本金+資本準備金との比較

上記調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となります。

税率区分の基準

資本金等の額※7 > 資本金+資本準備金 ⇨ 資本金等の額※7

資本金等の額※7 < 資本金+資本準備金 ⇨ 資本金+資本準備金

※7 資本金等の額：無償増資、無償減資等による欠損填補調整後の金額